

◎新潟県告示第476号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年4月11日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
内山歯科医院	長岡市南町3丁目9-14	平成29年1月7日
石川医院	見附市今町6丁目3番45号	平成28年8月1日
速水歯科医院	見附市昭和町2丁目9番7号	平成28年11月30日